

第22期第23回秋田海区漁業調整委員会議事録

1 日時・場所

令和6年11月20日（水）午前10時～午前11時30分

秋田県庁 議会棟 2F 特別会議室

2 出席者

委員（定数10名）

船木 律、腰山 公正、鎌田 誠喜、工藤 義彦、伊藤 公男、大竹 敦（6名出席）

事務局・秋田県

事務局：中林 信康、奥山 忍、本間 忠、保坂 芽衣

農林水産部水産漁港課：藤原 剛

3 議事事項

- （1）秋田県漁業調整規則の一部改正について（諮問）
- （2）秋田海区漁業調整委員会指示（たも網等による沿岸ハタハタの採捕制限）について（協議）
- （3）知事許可漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）
- （4）まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
- （5）その他
 - ①秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について
 - ②令和6年度（第52回）全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議について

4 開会・あいさつ

○事務局（奥山）

ただ今より、第22期第23回秋田海区漁業調整委員会を開催します。出席委員数6名、欠席委員数4名で、出席委員数が過半数を超えていますので、本委員会が成立することを報告させていただきます。

本日は加藤会長がご欠席されてますので、船木会長代理から、ご挨拶をお願いします。

○船木会長代理

急に寒くなりましたが、去る11月12日に令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議に、会長代理として、奥山事務局と出席しましたが、

秋田からは、前回の委員会で協議しました「太平洋クロマグロ資源管理」について、引き続き、令和7年度要望事項として、提案してまいりました。

本日の議題は、協議事項1件、諮問事項3件、その他報告となりますが、円滑な議事運営をお願いしまして、開会に際してのあいさつとします。

5 資料確認

○事務局（奥山）

それでは、議事に入る前に、資料の確認をします。初めに、当日配布資料です。資料1－3は当日差し換え、資料5－1、資料5－2になります。次に、事前郵送した資料です。次第、資料1－1、資料1－2、資料1－4、資料2－1、資料2－2、資料3、資料4になります。不足等ありましたら、お知らせ下さい。

よろしければ、本日は、加藤会長が欠席のため、会長代理が会長の職務を代理することとなりますので、船木会長代理に議事進行をお願いします。

6 議事録署名委員選任

○船木議長

議事に入る前に議事録署名委員を指名します。今回は、腰山委員、鎌田委員にお願いします。よろしいでしょうか。

○腰山委員、鎌田委員

はい。

7 議事

議題（1）秋田県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

○船木議長

それでは議事に入ります。初めに、秋田県漁業調整規則の一部改正（諮問）について、事務局より説明願います。

○水産漁港課（藤原）

資料1－1をご覧ください。秋田県知事から諮問がきています。

[諮問文読み上げ]

続いて、資料1－2をご覧ください。改正内容は、下線がある箇所のとおりです。資料1－3をご覧ください。こちらは、先ほど、差し換えさせていただいた2枚になります。こちらの勇み足で、水産庁への認可申請予定の資料を誤って配布していました。大変失礼しました。差し換えた2枚についても、水産庁への認可申請予定用の資料の抜粋となりますが、改正内容の説明となりますので、読み上げます。

[資料1－3読み上げ]

最後に、資料1－4をご覧ください。今回の規則改正は、2度に分けて行われる予定です。理由としましては、1回目「拘禁刑」の部分は、他の県規則も改正

する必要があるため、県の法制チームで一括して事務処理を進めていますが、その他の改正については、秋田県漁業調整規則単独の改正であるため、漁業管理チーム単独で事務処理を行う必要があるためです。ただし、委員会への諮問・答申は、まとめてよいということを、水産庁には、確認済みですので、本日の委員会では、全ての改正箇所をまとめて諮問させていただき、その後、「拘禁刑」、「その他」の順に、この表に記載の工程で進めていく予定です。

○船木議長

ただ今の秋田県漁業調整規則の一部改正の諮問に関する事務局の説明でしたが、法改正に伴う、形式的な改正ということで、よしとして良いのではと考えますが、いかがでしょうか。

○委員

異議なし

○船木議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○水産漁港課（藤原）

〔答申案配布後、読み上げ〕

○船木議長

ただ今の事務局の答申案でよろしいですか。

○委員

異議なし

○船木議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題（２）秋田海区漁業調整委員会指示（たも網等による沿岸ハタハタの採捕制限）について（協議）

○船木議長

それでは次に移ります。議題（２）秋田海区漁業調整委員会指示（たも網等による沿岸ハタハタの採捕制限）について（協議）、事務局から説明願います。

○事務局（藤原）

資料２－１をご覧ください。まず、ハタハタの状況ですが、今年３月に開催された秋田県ハタハタ資源対策協議会で水産振興センターから報告がありました。ハタハタ資源は禁漁明け以降最低水準にあるとのことでした。ハタハタ資源が低水準にあるとの状況から、引き続き、秋田県漁業調整規則を上回る制限が必要との考えに加え、漁業者が行っている資源管理対策について、広く県民に認識してもらい、資源管理に対する理解を深めてもらうという効果も期待して、これまでと同じ内容で委員会指示を発動したいと考えています。なお、水産振興センターで行っている仔稚魚調査の結果も芳しくないことから、今後数年内での資源回復の可能性は低いと、今回の委員会指示も有効期間３年としています。説

明は以上です。

○船木議長

ただいまの説明について、質問等がありますか。

○委員

異議なし

○船木議長

よろしければ、案のとおり委員会指示を出すこととします。

議題（３）知事許可漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間について（諮問）

○船木議長

それでは次に移ります。議題（３）知事許可漁業の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（諮問）について、事務局から説明願います。

○事務局（保坂）

資料３をご覧ください。

[諮問文読み上げ]

今回の知事許可は、新規に小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）の公示を行うための諮問です。前回の委員会にて調整状況をお知らせしておりましたが、このほど関係漁業との調整がつきましたので、新規の募集をするものです。

[制限措置の内容読み上げ]

２の許可又は起業の認可を申請すべき期間は、最短で県の公報に公示できる11月29日からとし、操業機会を逸することのないよう12月16日までと１か月よりも短い募集期間とします。この告示に係る許可又は起業の認可の有効期間は、現在許可している本許可と合わせて、許可の日から令和８年７月31日まで、起業の認可の有効期間は、認可の日から10か月を経過した日又は同漁業の許可の有効期間までのいずれか早い期間とします。

○船木議長

ただいまの説明について、質問等がありますか。

○工藤委員

隻数が増えるということですか。

○事務局（保坂）

はい。

○工藤委員

どこの地区でしょうか。

○事務局（保坂）

南部地区を予定しています。

○船木議長

これは、当然地区の同業者の協定というか歩調はあっているということですね。

○事務局（保坂）

はい。

○大竹委員

地区の同意とは、どういう手続きを踏んだのか具体的に教えていただきたい。
底びき網であれば、地区の船主会、船長会等が対象となり、底びき網以外であれば固定式刺し網やあまだい漕ぎ刺し網等が対象となると考えるけれども。

○事務局（奥山）

許可を想定しているのは、本荘西目地区の5トン未満の漁船です。底びき網との協定についてですが、11月7日付けで協定を結んでおります。協定者としては県南部の底びき網8者及び許可申請する予定の2者、立会人としては秋田県漁協組合長及び底びき網関係団体3者となっております。操業時期は1月1日から4月30日、操業区域は由利本荘市沖の4海里以遠かつ水深100メートル以浅区域としており、本来の小底、手繰第1種の区域よりも大分制限されております。ただ、有効期間が令和8年7月末までとなっており、協定の更新が行われなければ同年8月以降は、このような制限はなくなることとなります。また、底びき網以外の調整については、本荘西目地区の刺し網漁業の代表者、新規許可要望者、漁協職員が集まって、操業上問題ないか話し合ってもらい、問題ないだろうとの結論に至っており、我々もその場に立ち会っております。なお、南部地区全体の刺し網漁業について言えば、ほとんどの漁業種類で先に申し上げた協定の操業区域とは重ならないことを確認しておりますが、あまだい漕ぎ刺し網は水深70から100メートルの操業区域なので重なります。ただ同漁業は本荘西目地区が盛んであり、その地区の代表者と話し合って調整がつくだろうとのことで我々としても漁業調整上、問題ないと判断しました。また、本日ご欠席ですが、県南部の齊藤委員にも事前に連絡し、底びき網の新規許可について反対がないか等伺ったところですが、そういった漁業者はいないとのことでした。

○大竹委員

今の話だと、漁業時期と操業区域ともに本来の許可より短くて狭い範囲となっており厳しい内容。1月から4月までの漁業時期では生計が成り立つのかなとも思います。

○船木議長

協定は令和8年の7月末までということであり、それ以降は本来の漁業時期、操業区域になる可能性はあるとのことで、当面の間、制限を加えて協定を結んだことと思います。

○事務局（奥山）

協定における操業区域等については、県や底びき網漁業者からの要望でそのような制限を加えたものではなく、許可を受けたいという方々からの申し出によります。例えば100メートルより浅いところに操業区域を設定したのは沖合ひらめ刺し網などに配慮したのではと考えております。また、新規許可要望者は、これ

まで主としてごち網で生計をたてているところ、1月から4月は船を休ませている状況であり、新規許可を受けたならば、ごち網の延長のような形でまずは操業するのではと考えております。

○大竹委員

ただでさえ水揚げが減っている中で意欲のある漁業者を育てていく必要があると考えます。ごち網操業までのつなぎという面もあるようで、また、本人たちの申し出によるとのことでしたが、このように短い漁業時期かつ狭い操業区域で大丈夫かなと心配したところでした。

○事務局（奥山）

県としても許可をするだけでなく、今後の経営状況も見ていく必要があると考えております。確かにおっしゃるようになり制限が大きい協定となっておりますので、今後、これではとても経営が成り立たないということであれば、再度調整する労を惜しむものではありません。

○伊藤委員

両者とも新造船ですか。

○事務局（奥山）

中古船です。

○伊藤委員

今までは何を操業していたのですか。

○事務局（奥山）

主としてごち網です。

○伊藤委員

装備にもよるけれども、5トン未満でごち網と小底で兼業できた例はあります。

○船木議長

いろいろ質疑ありましたが、いかがですか。よろしいですか。それでは事務局から答申案をお願いします。

○事務局（保坂）

[答申案配付後、読み上げ]

○船木議長

ただ今の事務局の答申案でよろしいですか。

○委員

異議なし

○船木議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題（４）まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

○船木議長

それでは次に移ります。議題（４）まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和７管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）について、事務局から説明願います。

○事務局（保坂）

資料４をご覧ください

[諮問文読み上げ]

まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群の令和７年１月１日から始まる、次期管理期間の漁獲可能量についての知事からの諮問です。

３ページをご覧ください。農林水産大臣から知事への秋田県への漁獲可能量の配分通知です。都道府県別漁獲可能量は、資源評価の結果を基に、過去３年間の漁獲実績を基準として農林水産大臣が数量を定め、各都道府県別に通知されます。まあじ及びまいわし対馬暖流系群の知事管理漁獲可能量は、基本シェアがそれぞれ０．４７％、０．０９％となり、上位８０％に入らないことから、いずれも現行水準となっており、目安数量として、まあじ５４５トン、まいわし２３５トンと示されています。かたくちいわし及びうるめいわしにつきましては、都道府県への数量配分は行わず、国全体での一括管理となります。そのため、かたくちいわしに関しては５０、０００トンの内数、うるめいわしに関しては４６、０００トンの内数となっています。これを受けた告示案が２ページとなり、国からの配分通量を秋田県まあじ漁業、秋田県まいわし対馬暖流系群漁業、秋田県かたくちいわし対馬暖流系群漁業、秋田県うるめいわし対馬暖流系群漁業に配分しております。本県のまあじ及びまいわしは、隻数・操業日数等漁獲努力量を通じた管理を行っており、「現行水準」による配分であっても漁獲量が大きく上回ることはないと考えますが、仮に目安数量を超過した場合は、操業日数の抑制等、適宜漁業者への指導も検討することとしております。説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○船木議長

ただいまの説明について、質問等がありますか。

○船木議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局（保坂）

[答申案配付後、読み上げ]

○船木議長

ただ今の事務局の答申案でよろしいですか。

○委員

異議なし

○船木議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題（５）その他①秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について（報告）

○船木議長

それでは、議題（５）その他に移ります。①秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について（報告）、事務局から説明してください。

○事務局（保坂）

前回の委員会後に、経済産業省から再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定にむけて、新たに「秋田県秋田市沖」が準備区域として整理されました。協議会を設置しての具体的な協議開始は今回は見送られましたが、利害関係者との調整など課題を解決した上で、有望区域への指定が待たれるところです。その他沿岸海域での進捗状況として、男鹿・潟上・秋田沖については、10月29日に、選定事業者が参画した法定協議会が開催され、事業概要や今後の漁業影響調査などのスケジュールが説明されました。

○船木議長

ただ今の説明について、質問等がありますか。

○船木議長

よろしければ、次に移ります。

議題（５）その他②令和６年度(第52回) 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議について（報告）

○船木議長

②令和６年度(第52回) 全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議について（報告）、事務局から説明してください。

○事務局（奥山）

資料５－２をご覧ください。去る11月12日、青森県青森市において、令和６年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議が開催され、船木会長代理と事務局から私が出席しました。配布資料は、会議資料を抜粋したものです。資料１、２、３ページ、来年度の要望事項ですが、当海区の要望に係る部分、つまり、クロマグロに関する部分にマーカーをつけております。１ページの１クロマグロ資源の適正利用②漁獲枠の公平な配分と留保枠の有効活用③の部分の漁獲枠の融通についてですが、水産庁からもこの部分について回答等はない状況です。次に２ページの２①イにおいて大中型まき網漁業に対する産卵量確保についての要望については、しっかり対応している旨の水産庁からの回答です。最後３ページの３遊漁者等の操業自粛措置のア周知指導についてですが、周知はしっかりやっている、また、取締については都道府県と一層連携を図りつつ強化していく旨の水産庁からの回答が記載してあります。以上が当海区の要望が反映された部分となります。次に４、５ページは各海區別の次年度の要望一覧です。Ⅰ海区漁業調整委員会制度及びⅡ沿岸漁場の秩序維持については、前年に引き続き日本海ブロックからは要望がありませんでした。その他、Ⅲ太平洋クロマ

グロ資源管理以降については、全て継続要望ということでございます。次に6ページは、当海区の要望です。これは前回9月26日の当委員会にて協議いただいた内容となります。最後7ページ以降は、講演内容「青森県水産業の概要と水産総合研究所の紹介」の抜粋です。7ページでは青森県の漁獲量は全国7番目であり、8ページでは漁獲量と漁獲金額を示しておりまして、両者ともにホタテガイがトップということです。9ページは青森水産総合研究所の概要でして、4つの研究部と3隻の試験船を擁しているということです。最後の10ページは4つの研究部のそれぞれの概要を示しており、3つの部とホタテガイ振興室、合わせて4つで構成されているということです。以上で報告を終わります。

○船木議長

ただ今の説明について、質問等がありますか。

○船木議長

それでは、議題（5）は以上になりますが、他に事務局から何かありますか。

○事務局（奥山）

ありません。

○船木議長

委員の皆さんからは、その他で何かありますか。

○委員

ありません。

○船木議長

それでは、議事は終了します。

8 その他

○船木議長

続きまして、次第4その他ですが、委員の皆さん、何かありますか。

○船木議長

事務局から何かありますか。

○事務局（奥山）

ありません。

9 閉会

○船木議長

他になれば、第22期第23回秋田海区漁業調整委員会を終了します。